

制定を目指します

富士見町議会基本条例（素案）

富士見町民（以下「町民」という。）から選挙により付託された富士見町議会（以下「議会」という。）は、二元代表制の一方の代表として、富士見町長（以下「町長」という。）とともに、富士見町の魅力あるまちづくりと、町民の福祉の向上に努めなければならない。議会は合議制の機関として、また町長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性を生かして、町民の意思を町政に的確に反映させるために競い合い、協力し合いながら、富士見町としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。ここに議会は開かれた議会、町民参加型の議会を目指して、議会改革を継続し、発展させるために「富士見町議会基本条例」を制定する。

第1章 目的

（目的）

第1条 この条例は、議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本的事項を定めることにより、町民参加型の開かれた議会を目指し、豊かで住みよい町の未来に向けたまちづくりと町民福祉の向上に寄与することを目的とする。

第2章 議会・議員の活動原則

（議会の活動原則）

第2条 議会は、町民主権を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し、公正性・透明性・信頼性を重んじた議会を目指し、次に掲げる基本原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 町行政全体を把握・分析し、町民の為の行財政運営が適切に行われているか監視・批判、評価する。
- (2) 町民の多様な意見、要望の把握に努め、議論を尽くし、町政に反映させる。
- (3) 意思決定に当たっては、議員間、議員・町長間、議員・町民間の自由討議を大切にす。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、町民に付託された議員であることを自覚し、次に掲げる基本原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 町民の信頼に応えるため、自己の能力、資質の向上に努める。
- (2) 町政の現状と課題全般について、町民の意見を的確に把握し、町民の信託に応える活動をする。
- (3) 個別的な事案の解決だけでなく、町の行政の発展、全町民の福祉向上を目指して活動する。
- (4) 議員に求められる政治倫理と品位を常に自覚して行動する。

第3章 町民と議会の関係

（町民参加及び町民との連携）

第4条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会、全員協議会を原則公開とする。
- 3 議会は、町内各種団体との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図る。
- 4 議会は、議会広報を発行し、重要な議案に対する各議員の態度、一般質問の要旨、それぞれの常任委員会、特別委員会、視察研修などの活動を公表し、議員の活動に対して

パブリックコメント募集、オープン・ミーティングでも協議

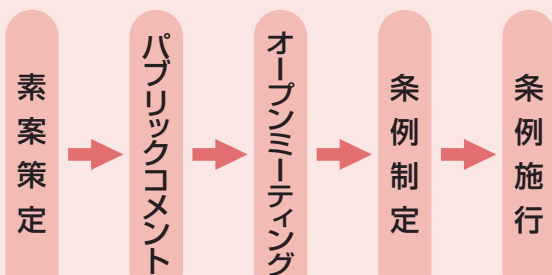
国への権限の集中から、地方公共団体に権限が大きく移されようとしています。地方分権の進展により、地方議会が担う役割も大きくなってきています。これに対応して、地方公共団体の自己決定、自己責任の範囲が急速に拡大し、議会の担うべき役割や責任はこれまで以上に重要なものとなってきています。

議会と議員の責務を果たしていくためには、地方公共団体の自立に対応し、自らが改革を進めていく必要があります。

富士見町議会では、現在の議員任期当初から、議会改革実行委員会の中で、議会改革・活性化のための協議を進めてきました。そして、さらなる議会改革を進展させるには、明文化した「議会基本条例」を制定する必要があると考え、制定に向けた検討作業に取り組んできました。

議会基本条例は、議会の「最高規範」であり、議会の在り方を町民に対して宣言するものです。具体的には、議会運営の基本理念や基本原則、議会と首長との関係などについて定め、二元代表制の下で、議会の役割や責務、住民自治の実現のために議会が何をすべきかを示しています。開かれた議会、情報発信を積極的

議会基本条例制定の道すじ



に進め、町民に信頼される議会を目指します。

現在、条例作成の最終段階に入っています。議会全員協議会で協議し、議員の総意となる素案がまとまりましたので、全文を議会だよりに掲載します。

町民の皆さんからパブリックコメントを募集しています。締め切りは11月18日です。11月17日のオープン・ミーティングでは分科会のテーマに掲げ、**皆さんの声をお聞きし、条文に反映させたいと思います。**今年度内の策定、施行を目指しています。

「議会基本条例」の

町民の評価が的確になされるよう情報の提供に努める。

5 議会は、議会広報モニター等により、町民から議会運営・町政に関する要望、提言を聴取し、議会運営に反映させる。

6 議会は、町民に対する「議会報告会」「タウンミーティング」を少なくとも年1回開催し、議会の説明責任を果たすとともに、これらの事項に関して町民の意見を聴取して議会運営の改善を図る。

第4章 町長と議会の関係

(町長等と議会及び議員の関係)

第5条 議会及び議員は、町長その他の執行機関(以下「町長等」という。)との立場及び権能の違いを踏まえ、議会審議における町長等との緊張関係の保持に努めなければならない。

2 本会議における議員と町長等との質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。

3 議長から本会議及び常任委員会、特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して「質問の趣旨・内容の確認」等のため、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

(町長による政策等の形成過程の説明)

第6条 議会は、町長が議会に計画、政策、施策、事業等(以下「政策等」という。)を提案するときは、議会審議の水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程を説明するよう求めることができる。

(1) 政策等の発生源

(2) 検討した他の政策案等の内容

(3) 他の自治体の類似する政策との比較検討

(4) 総合計画との整合性

(5) 関係ある法令及び条例等

(6) 政策等の実施にかかわる財源措置

(7) 将来にわたる政策等のコスト計算及び投資効果

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、それらの政策等の水準を高める観点から、立案、執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努める。

(予算・決算における政策説明資料の作成)

第7条 議会は、予算及び決算の審議に付すに当たっては、町長に対し分かりやすい説明資料の提出を求めることができる。

(法律第96条第2項の議決事項)

第8条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法第96条第2項の規定による議決事件の拡大に努める。

2 前項の議会の議決すべきものについては、「議会の議決すべき事件に関する条例」で定める。

(自由討議による論点、争点の整理)

第9条 議会は、本会議及び委員会において議案審議等の結論を出す場合、自由討議により議論を尽くして論点、争点の整理に努める。

2 議員は自由闊達な討議を経て、政策、条例等の議案の提出を積極的に行うよう努める。

3 議会が必要に応じて弁護士、税理士等の専門家の協力を求めることができる。

(請願・陳情者の意見聴取)

第10条 議会は、請願及び陳情の審査においては、提案者の意見陳述の申請がある場合と必要に応じて提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。

(議員研修の充実)

第11条 議会は、議員の政策立案能力を高めるために、議員研修を充実強化する。議員は自ら自己研さんに努める。

2 議員研修にかかる費用は、公正性、透明性等の観点から、町民等から疑義が生じないよう、議長に対して証書類を添付した報告書を提出する。

第6章 議会改革の推進

(議会改革の推進)

第12条 議会は、議会改革を推進し、継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革実行委員会を議会運営委員会のもとに設置する。

2 議会改革実行委員会は原則として毎月1回以上開催し、全員協議会にその内容を報告、全議員の意見を求める。

3 議会は、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うために、他の自治体の議会との交流及び連携を図る。

第7章 議会・議会事務局の体制整備

(議会事務局の体制整備)

第13条 議会は、議会及び議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局の強化に努める。

第8章 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

第14条 議員は、公の立場を自覚し、町民の代表としての良心と責任感を持って、常に倫理及び品位を保持するように努めなければならない。

第9章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第15条 この条例は、議会運営の最高規範であり、議会に関するいかなる条例、規則、規程等もこの条例の理念に従うものでなければならない。

(見直し手続)

第16条 議会は、社会情勢の変化、町民等の意見を踏まえ、この条例の目的が達成されていないかどうか全議員で検証を行い、改正が必要と認められる場合には、適切な措置を講ずるものとする。

2 議会は、この条例を改正する場合には、本会議において、改正の理由及び背景を説明しなければならない。

附則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。